

松江市告示第 345 号

令和 5 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁

令和 5 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和 5 年 4 月 10 日付こ支家発第 14 号こども家庭庁支援局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」別紙）に基づき、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「対象児童」とは、次条に規定する支給対象者が養育する平成 17 年 4 月 2 日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）別表第 3 で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 15 年 4 月 2 日、令和 4 年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 16 年 4 月 2 日（施行令別表第 3 で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 14 年 4 月 2 日））から令和 6 年 4 月 1 日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 3 号）第 1 条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 令和 5 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和 5 年松江市告示第 334 号）により支給の決定がされて

いる低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）又は給付金の算定の基礎とされた児童

- (2) 特別児童扶養手当受給者が養育する児童のうち、他の児童手当等受給・非課税者の対象児童
- (3) 新規特別児童扶養手当受給者が養育する児童のうち、他の新規児童手当等受給・非課税者の対象児童
(支給対象者)

第3条 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金」という。）の支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。ただし、給付金に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。

- (1) 令和4年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（以下「令和4年度給付金実施要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給対象者である者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
 - (2) 令和4年度給付金支給対象者以外の対象児童を養育する者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

令和4年度給付金を受給した者（以下「令和4年度給付金受給者」という。）のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める児童手当等受給・非課税者（以下「児童手当等受給・非課税者」という。）	令和4年4月1日以後に死亡した場合
令和4年度給付金受給者のうち、令和4年度給付金実施	支給要件に該当することが確認

要綱第 2 条に定める新規児童手当等受給・非課税者（以下「新規児童手当等受給・非課税者」という。）	された日の翌日以後に死亡した場合
児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

（給付金の支給額）

第 4 条 給付金の支給額は、対象児童 1 人につき、5 万円とする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第 5 条 松江市（以下「市」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合に給付金の支給を実施する。

- (1) 令和 4 年度給付金支給対象者 令和 4 年度給付金に係る支給事務（令和 4 年度給付金実施要綱第 6 条第 1 項の規定による令和 4 年度給付金の受給拒否の受理を含む。）を行った場合
- (2) 前号以外の支給対象者（以下「その他の支給対象者」という。） 第 6 条第 1 項の申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第 6 条 松江市長（以下「市長」という。）は、令和 4 年度給付金支給対象者（令和 4 年度給付金実施要綱第 6 条第 1 項の規定により令和 4 年度給付金の受給を拒否した者を含む。以下同じ。）に対し、給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、給付金の支給を決定する。この場合において、支給を希望しない支給対象者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第 1 号）を市長に提出することにより給付金の受給を拒否することができる。

2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、令和 4 年度給付金支給対象者に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに給付金を支給する。ただし、前項後段の届出があったときは、この限りでない。

- (1) 令和 4 年度給付金支給口座振込方式 令和 4 年度給付金の支給口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前項の規定による支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第 2 号）により指定した口座に振り込む方式

(申請による支給の方式)

第7条 給付金の支給を受けようとするその他の支給対象者(児童手当法第17条第1項に規定する公務員以外であって、対象児童を配偶者等と2人以上で養育している場合は、いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者とする。以下「申請者」という。)は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)(様式第3号。以下「申請書」という。)を、必要に応じて対象児童との関係が確認できる書類等を添付して市の窓口へ郵送又は提出することにより申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

3 市長は、申請者から第1項の規定による申請があったときは、必要に応じて、申請者、配偶者等から簡易な収入見込額の申立書(様式第4号)又は簡易な所得見込額の申立書(様式第5号)、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

4 第1項の申請は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期日までにしなければならない。

(1) 令和6年3月分の児童手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者 令和6年3月31日

(2) 令和6年4月分の児童手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者(令和6年4月1日に出生した児童に係る請求をした者を含む。以下「令和6年4月分児童手当認定請求者」という。) 令和6年5月31日

(3) 前2号に掲げる者以外のその他の支給対象者 令和6年2月29日
(代理による申請)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者(以下「代理人」という。)は、申請者に代わり、前条の申請を行うことができる。

(1) 前条第1項の申請時点において申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 申請者の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)

(3) 前2号に掲げる者のほか市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が給付金の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項第2号及び第3号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類

の提出を求めるものとする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金の支給を行う。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、その他の支給対象者から第7条第4項の申請期限までに申請書の提出が行われなかった場合、当該その他の支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第1項の規定による支給決定を行った後、同条第2項各号に掲げる方式により給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座の解約又は変更等の事由により令和6年5月31日(令和6年4月分児童手当認定請求者は、令和6年6月30日)までに完了できない場合は、給付金について同条第1項ただし書の規定による支給を希望しない届出があったものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年5月31日(令和6年4月分児童手当認定請求者は、令和6年6月30日)までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合は、給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月17日から施行する。

(令和4年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親

世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給事業実施要綱の廃止)

- 2 令和4年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱は、令和5年6月30日限り、廃止する。

(失効)

- 3 この告示は、令和6年6月30日限り、その効力を失う。

(準備行為)

- 4 給付金の支給の実施に必要な支給対象者への通知その他の準備行為は、この告示の施行前においても、行うことができる。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) 受給拒否の届出書

松江市
受付印

(あて先)松江市長

- 1, 私は、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給市区町村

(あて先)

松江市長

松江市
受付印

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※日中連絡できる電話番号を記入してください。

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

【受取口座記入欄】

金融機関名				支店名				
金融機関コード				支店コード				
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所				
分類	口座番号(右詰めでお書きください。)				口座名義(フリガナのみ)			
1 普通					※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。			
2 当座								

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※振込予定日7営業日前必着。(7営業日以降変更の場合には振込予定日が遅れる場合があります。)

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

松江市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月29日(令和6年3月1日以降生まれの児童分については令和6年5月15日)までに、松江市が届出者に連絡・確認できない場合に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) 申請書(請求書)

松江市
受付印

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)
(あて先) 松江市長

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和5年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)
配偶者等氏名 及び生年月日	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
年 月 日	同居・別居		

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)及び(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)～ 18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和5年度分の市町村民税均等割が 非課税
<input type="checkbox"/>	② 家計急変

(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。
また、既に令和5年度中に本給付金(「ひとり親世帯分」又は「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	担当者記入欄	
	氏名	氏名								児手対象児童(申請中含む)	特児扶対象児童(申請中含む)
1					年 日 月	同居・別居		有・無	同一・維持		
2					年 日 月	同居・別居		有・無	同一・維持		
3					年 日 月	同居・別居		有・無	同一・維持		
4					年 日 月	同居・別居		有・無	同一・維持		
5					年 日 月	同居・別居		有・無	同一・維持		

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

- ①父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
- ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
- 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

※「児手対象児童(含申請中)」、「特児扶対象児童(含申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

1	氏名	2	氏名	3	氏名
4	氏名	5	氏名	6	氏名

(次ページにつづきます。)

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

- ア 児童手当の登録口座(申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
 ※申請時点で松江市から児童手当を受給している人に限ります。
- イ 申請者(請求者)名義の公金受取口座への振込みを希望(通帳等の写し不要)
 ※マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。
- ウ 指定の金融機関口座(申請・請求者の口座に限る。)への振込みを希望
 ※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。詳しくは提出書類をご確認ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名				支店名							
金融機関コード				1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所			
分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				口座名義 (フリガナのみ)						
1 普通											
2 当座											

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。
 ※振込予定日7営業日前必着。(7営業日以降変更の場合には振込予定日が遅れます。)

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) _____ 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

証明者

証明事務担当
 担当課(室)・担当係
 電話番号

(次ページにつづきます。)

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、松江市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
松江市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日(ただし、令和6年3月1日以降生まれの児童分については令和6年5月15日)までに、松江市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)又は給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません。受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☑）してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→ 【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者（③-1、③-2で収入が高い人）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		円		注意事項
収入	給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】			※公的年金収入(非課税除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ ×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）		円
--------------	--	---

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		円		注意事項
収入	給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】			※公的年金収入(非課税除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】				※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている人は、全ての収入について記入してください。

※上記以外の収入については記入不要です。

↓ ×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）		円
---------------	--	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額		円
------------	--	---

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。

※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204,3万円としてください。

※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫婦1人	146,9万円
3人（例）夫婦1人	187,7万円
4人（例）夫婦2人	232,7万円
5人（例）夫婦3人	277,7万円
6人（例）夫婦4人	322,7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下に限る。）
- ・扶養親族（16歳未満を含む。）

→ 【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
(注) 収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック (☑) してください。

食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
※申請者（（5）で所得が高い人）が食費等の物価高騰の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		注意事項
収入	給与収入【A】	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	※公的年金収入(非課税除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】		※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている人は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者） 円

②-2 配偶者等の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）

令和__年__月（基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項
収入	給与収入【A】	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】	※公的年金収入(非課税除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】		※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等） 円

(参考：非課税相当収入限度額)

<早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	146.9万円
3人 (例) 夫婦子1人	187.7万円
4人 (例) 夫婦子2人	232.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	277.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	322.7万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
 ・申請者本人
 ・同一生計配偶者（収入金額103万円以下に限る。）
 ・扶養親族（16歳未満を含む。）

(次ページに続きます)

④【要件2】に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 収入額	<input type="text"/>	円
----	-----------	----------------------	---	------------	----------------------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円
----	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

給与所得控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円
----	----------------	----------------------	---	-----------------	----------------------	---

事業収入等の経費

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した人は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ② 帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の見込額 (12か月分) をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円
----	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

公的年金等控除
※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の人) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の人) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円
------	---------------	----------------------	---	----------------	----------------------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	<input type="text"/>	円
--------	----------------	----------------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下に限る。)」 「扶養親族(16歳未満を含む。)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円としてください。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額
2人(例) 夫婦1人	91.9万円
3人(例) 夫婦子1人	123.4万円
4人(例) 夫婦子2人	154.9万円
5人(例) 夫婦子3人	186.4万円
6人(例) 夫婦子4人	217.9万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、松江市が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名